

災害時専門ボランティア登録制度を開始します

地震等の大規模な災害発生時、避難所等の運営を支援するため、医療、福祉、語学等の専門的な知識や経験を有する方に災害時専門ボランティアとして事前に登録していただき、円滑な避難所運営を目指します。

登録対象者

- 18歳以上で区に在住、在勤、在学していること。
- 語学、医療、福祉、手話通訳の分野に必要な資格要件等を満たしていること。

分野	資格要件等
語学	(1) 英語、中国語、韓国語等を日常会話程度以上話せること。 (2) 英語、中国語、韓国語等を母国語とし、日本語を日常会話程度以上話せること。
医療	看護師免許を有すること。
福祉	(1) 介護福祉士資格を有すること。 (2) 施設内、在宅等で介護の経験を有すること。
手話通訳	(1) 手話通訳を日常会話程度以上できること。 (2) 要約筆記奉仕員又は要約筆記者として活動した経験を有すること。

※語学・福祉・手話通訳については、(1) (2) のいずれかを満たすこと。

登録方法

- 文京区災害時専門ボランティアの登録は随時受け付けます。
- 「文京区災害時専門ボランティア登録申請書」に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参で提出してください。
- 文京区災害時専門ボランティアに登録された方に登録証を交付します。

活動内容

災害時	震度5強以上の地震が発生した場合、あらかじめ指定した避難所等に参加し、ご自身の専門知識や経験を活かして避難所運営を支援します。
平常時	避難所総合訓練等の避難所の運営訓練や区が主催する研修等に参加し、避難所運営に必要な知識等を習得します。

登録から活動までの流れ

登録

申込受付中

- 登録申請書に必要事項を記入し区に提出
- 参集する避難所を区で決定し登録
- 区から登録証を交付

※登録内容に変更等が生じた場合は区に連絡してください。

平常時

- 避難所の運営訓練等への参加
- 区主催の研修等への参加



災害発生時(震度5強以上)

- 活動が可能な場合、指定した避難所等に直接参集
- 区職員、学校教職員、地域住民等と連携して避難所等においてボランティア活動に従事

避難所の指定等

- 避難所の指定は、登録申請書の希望避難所等を参考に区で決定します。
- 災害時における活動期間は、災害の状況に応じて区と協議して決定します。
- ボランティア活動に要する交通費等の費用は、原則として自己負担です。
- ボランティア活動で生じたケガや病気等の損害は、区条例に基づき区が補償します。
- 区主催の研修は、避難所運営に関する講習や普通救急救命講習等を予定しています。

申込先・問合せ先

文京区危機管理室防災課

住所 〒112-8555 文京区春日1-16-21 シビックセンター15階北側

電話 03-5803-1179 (直通)